

阪神高速道路営業規則に規定する事務所及び乗継券発券所等【新旧対照表】

新		旧	
(事務所及び乗継券発券所等)		(事務所及び乗継券発券所等)	
第2条 阪神高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）が、規則第3条及び第37条第1項の規定に基づき指定する事務所及び時間は、次の表のとおりとします。		第2条 阪神高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）が、規則第3条及び第37条第1項の規定に基づき指定する事務所及び時間は、次の表のとおりとします。	
事務所	時間	事務所	時間
(1) 阪神高速道路株式会社本社	営業日の10時から17時まで	(1) 阪神高速道路株式会社本社	営業日の10時から17時まで
(2) 阪神高速道路株式会社大阪管理局	営業日の10時から17時まで	(2) 阪神高速道路株式会社大阪管理部	営業日の10時から17時まで
(3) 阪神高速道路株式会社神戸管理部	営業日の10時から17時まで	(3) 阪神高速道路株式会社神戸管理部	営業日の10時から17時まで
(4) 阪神高速道路株式会社京都管理所	営業日の10時から17時まで	(4) 阪神高速道路株式会社京都管理所	営業日の10時から17時まで
時間の欄中「営業日」とあるのは、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条各項に定める休日及び年末年始（1月2日、1月3日、12月29日、12月30日及び12月31日）以外の日をいいます。		時間の欄中「営業日」とあるのは、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条各項に定める休日及び年末年始（1月2日、1月3日、12月29日、12月30日及び12月31日）以外の日をいいます。	